

## コロナ見舞金と税金

久しぶりに税務のお話をします。

コロナ禍で、法人等がその構成員あるいは従業員に対して見舞金を支給することがあります。業績低迷にともなう資金繰り悪化を緩和する目的であったり、医療従事者など緊急事態宣言下でも多数に接するような、過酷な労働環境に対する補償が目的であったりします。

今回は、わたし自身が具体的に税務上の判断をおこなうべき場面で、どのように判断したか的一端をお伝えしたいと思います。

### ■ 協同組合の災害見舞金

ある「協同組合」がその組合員の業績悪化に対して、業績改善の支援を目的として見舞金を支給することを検討しました。相談を受けて、交際費課税など法人にとってのデメリットを調べていたところ、次のような法令解釈通達に行き着きました。

(協同組合等が支出する災害見舞金等)

61の4(1)-11 協同組合等がその福利厚生事業の一環として一定の基準に従って組合員その他直接又は間接の構成員を対象にして支出する災害見舞金等は、協同組合等の性格にかえりみ、交際費等に該当しないものとする。

協同組合が組合員に対して支給する災害見舞金は、そもそも「交際費」の枠からはずして税務上の判断をすべしという通達です。

これは、昭和39年の新潟地震のおり、農協が災害復旧支援のために組合員に対して支給した見舞金が、税務署によって交際費に該当するとして課税された事案が発端です。この判断はその後強い批判にさらされ、昭和54年ようやく上記の通達制定に至りました。

協同組合は、もともと事業を行う法人又は個人が相互扶助の理念に基づいて協同して事業を行うために存在するもので、組合員の福利厚生は本来の目的事業のひとつといえます。一般企業と同等に「付き合いとしての贈答」に対して課税するのは、組織の存立目的に照らして不合理だというのが通達の判断であり、それは当然のものだと思います。

さて、そうは言っても災害見舞金の支給額は野放図に多額であっても構わないというわけではありません。税務上の判断として検討しなければならないのが、「社会通念に照らして相当額か否か」というテストです。これについてどのような判断を下したかは、次にご紹介する事例と合わせて解説します。

### ■ 緊急事態宣言下に多数と接触する従業員への見舞金

昨年5月に出された法令解釈通達に基づき、従業員に支給する見舞金に対して所得税を非課税にするという措置を適用した事例がありました。緊急事態宣言下でも多数者に接す

ることを余儀なくされる使用人に対して、企業側が見舞金を支給する場合、これに対して所得税を課さないという通達です。おもに医療従事者を意識して設けられた措置だと思いますが、緊急事態宣言下でも多数者と接触を余儀なくされた事業においても活用可能な通達だと思えます。

この見舞金は、感染リスクに応じて、高リスク者に手厚く支給するなどのメリハリをつけること、通常の給与や賞与を削って見舞金に付け替えてはいけないうことのほか、「社会通念上相当額であること」が要件として挙げられています。

なお、本通達についての詳細は国税庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて」に記載されていますのでご確認ください。

さて、この「社会通念上相当額」をどのように考えるかが問題です。

使用者が支給する見舞金にしばって過去の判断を調べると、企業が役員、従業員に支給する「入院見舞金」の場合、50,000円を社会通念上の相当額とする国税不服審判所裁決例などが見られます。要するにとっても低い基準が示されているのです。

しかし、入院見舞金の場合、職員の個別事情を原因とする入院であるうえ、国民皆保険で一定の保障が期待されるため、国税不服審判所裁決のような厳しい判断にも合理的な理由が見出せます。これに対してパンデミックの場合、従業員全員が危険にさらされるうえ、それによって発生する不利益（感染防止措置や接触回避の代替措置など）については、基本的に自助努力によって解消する必要があるという基本的なちがひがあります。

したがって、パンデミックのなか多数者と接触する従業員への見舞金には、実費負担相応分の補助により職員の生活を保障し、職務を継続させるという支給の意義があると考えべきです。そこには「お付き合いとしての贈答」という性質はもうありません。

## ■ 社会通念とは何か

そもそも社会通念とは何でしょうか。少なくともそれは、経験によって裏打ちされたものはずで、ひるがえって、今回のコロナ禍のような、極めて長期に及び、地域的にも際限なく拡大し、身体的、経済的に多大な損失を及ぼすような災害を、今の税務体系ができてきた以来、われわれは経験したことがありません。このような災害への対応で「社会通念」を過去の経験に求めることは誤りだと思います。

わたしは何が社会通念であるかを探るよりも、パンデミックに関連する社会通念は、今まさに形成される途上であるのとらえるのが現実的だと考えます。

最初に挙げた、協同組合の災害見舞金の適正額について、わたしは次のように考えました。相互扶助の理念に基づいて支援の手を差し伸べることを目的とする組織にとって、その支援が「実質的な効果」をあげることを当然の目標とします。「感染対策のための実費負担分」を、まず最低ラインとして確保すべきではないかと考えるのです。

(所長 瀬戸 英晴)